食品表示基準改正の概要について（R3年7月1日施行）

○玄米及び精米に係る表示について

①農産物検査による証明を受けていなくとも産地、品種及び産年の表示が可能となった

・農産物検査による証明を受けていない場合、表示には産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管が必要

②「農産物検査証明による」等、表示事項の根拠の確認方法の表示が任意で可能となった

③生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を、一括表示枠内に表示可能

例：生産者名、保存方法等

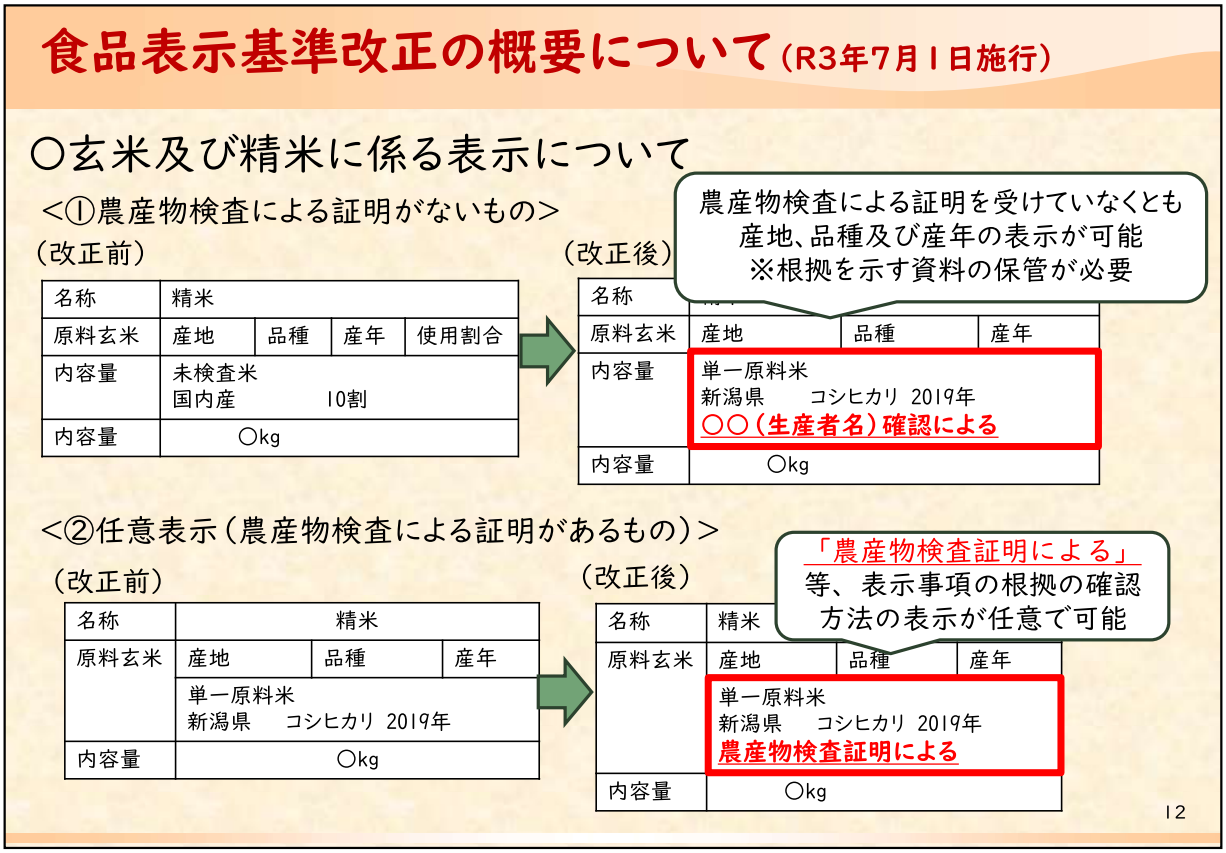
11

○玄米及び精米に係る表示

①農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件とすることにより、当該産地、品種及び産年の表示を可能となりました。

②農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示が任意で可能となりました。

③生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を、一括表示枠内に表示可能となりました。



玄米及び精米に係る表示について、表示例はスライドのとおりです。

食品表示基準改正の概要について（R4年3月30日施行）

〇遺伝子組換え表示制度に係る改正

① 「からしな」を追加

遺伝子組換えからしなについて、厚生労働省による安全性審査を経て、新たに遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が可能になると見込まれることから、遺伝子組換え表示の義務付けの対象農産物に「からしな」を追加する。

② 「高オレイン酸」を削除

高オレイン酸の形質を有する大豆について、従来育種により生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」に該当しなくなったことから、特定遺伝子組換え農産物の形質から「高オレイン酸」を削除する。

13

〇遺伝子組換え表示制度に係る改正

①遺伝子組換えからしなについて、厚生労働省による安全性審査を経て、新たに遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が可能になると見込まれることから、遺伝子組換え表示の義務付けの対象農産物に「からしな」が追加されました。

②高オレイン酸の形質を有する大豆について、従来育種により生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」に該当しなくなったことから、特定遺伝子組換え農産物の形質から「高オレイン酸」が削除されました。

食品表示基準改正の概要について（R5年3月9日施行）

○ 特定原材料に「くるみ」追加

・医療機関等の専門家の意見を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行する。

・経過措置期間（令和7年3月31日まで）は終了していることから、速やかな対応が必要である。

○ 「特定遺伝子組換え」対象農産物に「なたね」追加

エイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）産生の形質を有した「なたね」が、厚生労働省による安全性審査を経て国内に流通することが見込まれることから、「特定遺伝子組換え」に係る表示義務の対象として、当該形質と対象となる加工食品を規定するほか、対象農産物として「なたね」を追加する。

14

○食物アレルギーに関する義務表示事項の追加

食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、

「くるみ」が「特定原材料」に移行されました。

経過措置期間は令和7年3月31日までであり終了していますので、速やかにご対応いただくようお願いします。

○「特定遺伝子組換え」に係る形質等の追加

今後、組換えDNA技術を用いることで、エイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）産生の形質を有した「なたね」が、厚生労働省による安全性審査を経て国内に流通することが見込まれることから、「特定遺伝子組換え」に係る表示義務の対象として、当該形質と対象となる加工食品を規定するほか、対象農産物として「なたね」が追加されました。

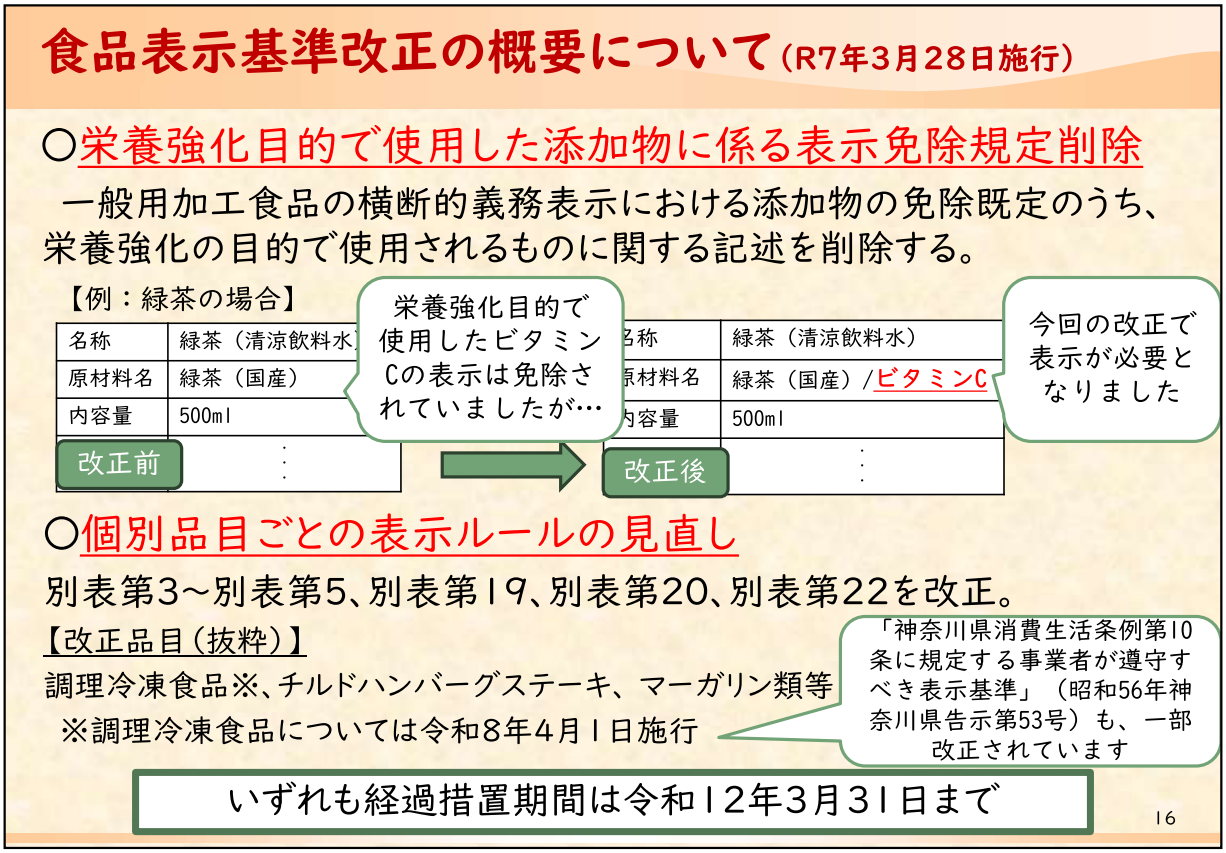
食品表示基準改正の概要について（R6年3月28日施行）

○「特定原材料に準ずるもの」から
「マカダミアナッツ」追加、「まつたけ」削除

医療機関等の専門家の意見を踏まえ、任意の表示を奨励している「特定原材料に準ずるもの」として「マカダミアナッツ」を追加し、「まつたけ」を削除する。
経過措置期間はないが、可能な限り速やかな対応に努める。

15

○食物アレルギーに関する推奨表示事項の追加
食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、
「マカダミアナッツ」が「特定原材料に準ずるもの」に追加されました。
また、「まつたけ」が「特定原材料に準ずるもの」から削除されました。
経過措置期間はありませんが、可能な限り対応をお願いいたします。



○栄養強化目的で使用した添加物に係る表示免除規定削除

一般用加工食品の横断的義務表示における添加物の免除既定のうち、栄養強化の目的で使用されるものに関する記述が削除されました。

○個別品目ごとの表示ルールの見直し

個別品目ごとの表示ルールについては、横断的な表示基準が策定されてから本格的な見直しを行っていないことから、「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」において検討が行われた結果、

一部の品目について表示ルールが改正・廃止されることとなりました。

また、調理冷凍食品は廃止されることとなりましたが、施行は令和8年4月1日からとなっています。

今回改正されていない品目についても、令和7年度末に改正が予定されていますので、注視いただく必要があります。

今回の改正に係る内容について、経過措置期間は令和12年3月31日までです。

食品表示基準改正の概要について（R8年4月1日施行）

○ 特定原材料に「カシューナッツ」追加

食物アレルギーによる健康被害実態調査の結果を踏まえ、「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「カシューナッツ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行する。

経過措置期間（令和10年3月31日まで）満了までに、順次対応が必要である。

○「特定原材料に準ずるもの」に「ピスタチオ」追加

医療機関等の専門家の意見を踏まえ、任意の表示を奨励している「特定原材料に準ずるもの」として、「ピスタチオ」を追加する。

経過措置期間はないが、可能な限り速やかな対応に努める。

17

○食物アレルギーに関する義務表示事項の追加

食物アレルギーに関する表示について、健康被害実態調査の結果を踏まえ、

「カシューナッツ」が「特定原材料」に移行されました。

経過措置期間は令和10年3月31日までとなっていますので、順次対応いただくようお願いします。

○食物アレルギーに関する推奨表示事項の追加

食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、

「ピスタチオ」が「特定原材料に準ずるもの」に追加されました。

経過措置期間はありませんが、可能な限り対応をお願いいたします。

食品表示基準改正の概要について（R8年4月1日施行）

○ 遺伝子組換え食品の検査方法の追加

遺伝子組換え食品の流通実態調査結果を踏まえ、新たな品種に対応した遺伝子組換えダイズ検査法及び現行の検査法で使用できる検査機器の追加等を行う。

18

○遺伝子組換え食品の検査方法の追加

遺伝子組換え食品の流通実態調査結果を踏まえ、新たな品種に対応した遺伝子組換えダイズ検査法及び現行の検査法で使用できる検査機器の追加等を行いました。

○ 個別品目ごとの表示ルールの見直し

別表第19に掲げる個別品目ごとの表示について、品目に応じ、個別品目ごとの表示ルールをなくし横断的義務表示に代替する等の所要の改正を行いました。

スライド番号8でお示しした23品目については、品目ごとに表示事項が定められているので、確認が必要です。

参考情報

〇食品表示基準

（内閣府令第10号：令和8年4月1日改正）

〇食品表示基準について

（平成27年3月30日消食表第139号：令和8年4月1日改正）

〇食品表示基準Q&Aについて

（平成27年3月30日消食表第140号：令和8年4月1日改正）

消費者庁ホームページ
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

〇神奈川県消費生活条例

（昭和55年3月31日条例第1号：令和8年4月1日改正）

19

このスライドは、「食品表示基準（令和8年4月1日改正）」「食品表示基準について（令和8年4月1日改正）」「食品表示基準Q&Aについて（令和8年4月1日改正」）を参照し作成しました。

また、神奈川県では消費生活条例を定め、商品等ごとに、その内容等の表示について遵守すべき基準を規定しているものがあります。

これらの通知等は消費者庁ホームページに掲載されています。

また、食品表示に係る最新の情報についても消費者庁ホームページにてご確認くだ

また、神奈川県では消費生活条例を定め、商品等ごとに、その内容等の表示について遵守すべき基準を規定しているものがあります。

こちらも、令和8年4月1日付けで改正されているので、併せてご確認ください。